

資 料 編

資料編 目 次

(資 料)

阪南市防災会議条例（資料1）及び委員一覧表（資料2）	3
阪南市災害対策本部条例（資料3）	6
阪南市防災行政無線局運用管理規程（資料5）	7
固定系無線送信届（記録簿）（資料6）	10
無線業務日誌（資料7）	11
大阪府防災行政無線回線系統図（資料8）	12
災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表（資料9）	14
阪南市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料10）	17

(様 式)

動員報告書（様式1）	22
大阪府の注意報・警報例文（様式2－1）	23
気象情報例文（様式2－2）	24
台風情報発表文（例文）（様式3）、台風経路図	25
災害概況即報（様式5）、災害状況即報（様式6）、災害確定報告（様式7）	27
避難所状況報告書（様式8）、避難所収容者名簿（様式9）	30
物資の給与状況表（様式10）	32
応急給水日計表（様式11）	33
緊急通行車両確認事前届出書及び届出済証（様式12）	34
緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章（様式13）	35
公用負担権限証明書（様式14）	37
公用負担証（様式15）	38
公用令書（従事・協力）（様式16）、公用変更令書（様式17）	39
公用取消令書（様式18）	40
水防実施状況報告書（様式19）	41
学用品購入（配分）計画表（様式20）	42
学用品の給与状況（様式21）	43
上水道復旧工事日計表（様式22）	44
土石流災害報告（様式23）	45
地すべり、急傾斜地災害報告（様式24）	46
自衛隊の災害派遣要求依頼書（様式25）	47
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書（様式26）	47
り災証明書（様式27）	48
災害証明願（様式28－1）、災害証明書（様式28－2）	49

○阪南市防災会議条例

〔 昭和 47 年 10 月 20 日 〕
条 例 第 8 号

改正 昭和 52 年 3 月 19 日条例第 5 号 平成 9 年 9 月 4 日条例第 9 号
平成 11 年 3 月 31 日条例第 2 号 平成 12 年 3 月 31 日条例第 9 号
平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、阪南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 阪南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は 34 人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) その他防災上特に必要と認め、市長が任命する者

- 6 前項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 19 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 9 月 4 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 9 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

阪南市防災会議委員一覧表

平成 18 年 1 月 1 日

条例区分	機 関 及 び 職 名
会 長	阪南市長
第 1 号委員	(指定地方行政機関の職員) 岸和田海上保安署長 岸和田労働基準監督署長
第 2 号委員	(陸上自衛隊の自衛官) 陸上自衛隊第 37 普通科連隊第 3 科長
第 3 号委員	(大阪府知事の内部職員) 岸和田土木事務所長 泉南地域防災推進室長 泉佐野保健所長 港湾局阪南港湾事務所長
第 4 号委員	(大阪府警の警察官) 大阪府泉南警察署長
第 5 号委員	(市長の内部職員) 阪南市助役 収入役 市長直轄理事 総務部長 市民部長 保健福祉部長 事業部長 生涯学習部長 学校教育部長 上下水道部長 行政委員会事務局長 議会事務局長 病院事務局長
第 6 号委員	(教育長) 阪南市教育長
第 7 号委員	(消防長および消防団長) 阪南岬消防組合消防長 阪南市消防団長
第 8 号委員	(指定公共機関又は指定地方公共機関の職員) 阪南郵便局長 西日本電信電話株式会社 大阪支店設備部 災害対策室長 関西電力株式会社 岸和田営業所長 西日本旅客鉄道株式会社 和泉砂川駅長 南海電気鉄道株式会社 みさき公園駅長 大阪ガス株式会社 導管事業部 南部地区保安統括 (社)泉佐野泉南医師会会長

○阪南市災害対策本部条例

昭和 47 年 10 月 20 日

条 例 第 9 号

改正 平成 8 年 6 月 19 日条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、阪南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 6 月 19 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

阪南市防災行政用無線局運用管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阪南市防災行政用無線局（以下「防災行政用無線局」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 固定系無線設備 親局及び子局の総体をいう。
- (3) 移動系無線設備 基地局及び移動局の総体をいう。
- (4) 親局 防災行政用無線(固定系)で、庁舎に設置する送信設備の総体をいう。
- (5) 子局 防災行政用無線(固定系)で、屋外及び屋内に設置する受信局をいう。
- (6) 基地局 移動局と通信を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (7) 通信所 基地局から有線で接続された通信設備をいう。
- (8) 移動局 陸上を移動中又は、その特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

(統制管理者)

第3条 防災行政用無線局に統制管理者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 統制管理者は、常に防災行政用無線局の運用状況を把握し、その機能が十分発揮できるように総括管理するものとする。

(無線管理者)

第4条 防災行政用無線局に無線管理者を置き、総務部総務課長をもって充てる。

- 2 無線管理者は、統制管理者の指示を受け、管理する無線局の運用機器の整備及び保守の状況等を常に把握し、通信連絡に支障のないように日常の運用管理を行うものとする。

(通信担当者)

第5条 無線局に通信担当者を置く。

- 2 通信担当者は、電波法第40条第1項の資格を有する者のうち、同法第51条に基づき長が無線従事者として、選任を届け出た者をもってこれに充てる。
- 3 通信担当者は、無線管理者の指示を受け、当該無線設備の操作に当たるものとする。

(通信の種類)

第 6 条 通信の種類は次の表に掲げるとおりとする。

固定系無線 設 備	普 通 通 信	個別、グループ別の通信をいう。
	一 斉 通 信	全受信局に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信 (強制通信)	全受信局に対し、強制的に一斉通信を行うことをいう。
移動系無線 設 備	普 通 通 信	平常時における通信をいう。
	緊 急 通 信	普通通信を中断して行う緊急の場合の通信をいう。

(通信統制)

第 7 条 統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は円滑な通信体制を図るために必要があると認めたときは、通信を統制するとともに、無線管理者に無線通信体制を確保するための必要な処置を講じさせることができる。

(訓練等)

第 8 条 非常災害時における無線通信の円滑な実施を確保するため、毎年 1 回以上通信訓練を実施するものとする。

(職員の研修)

第 9 条 統制管理者は、通信技能、機器の取扱保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

(固定系無線による送信)

第 10 条 固定系無線設備による送信を依頼する者は、固定系無線送信届(様式第 1 号)を無線管理者に提出しなければならない。

(備付書類の管理)

第 11 条 防災行政用無線局には、正確な時計、無線検査簿、無線業務日誌(様式第 23 号)その他電波法施行規則第 38 条に定める書類を備え付けなければならない。

(無線業務日誌)

第 12 条 通信所の通信担当者は、無線業務日誌に必要な事項を記載の上、1 ヶ月ごとに取りまとめ、翌月の 5 日までに無線管理者に報告しなければならない。

(無線設備の点検等)

第 13 条 統制管理者は、無線設備の保守の万全を期すため、機器の点検は次の事項について行うものとする。

(1) 毎日点検

毎日始業時に、メーター、表示灯、送話器等の機能点検を行い、時計の時刻照合を行う。

(2) 年次点検

毎年1回以上予め定める日に、次の点検を行う。

(ア) 書類点検

第11条に掲げる書類等の点検、整備を行う。

(イ) 設備点検

周波数偏差、最大周波数偏差、空中線電力、スプリアス発射の強度、受信機の感度及び明瞭度等について別に定める保守点検施工要領に基づき、実測点検を行う。

(ウ) 前号に規定する設備点検については、無線保守業者に委託することができる。

(無線従事者選(解)任届の提出)

第14条 無線管理者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第51条の規程により、すみやかに無線従事者選(解)任届を近畿電気通信監理局長に提出しなければならない。

(無線業務日誌抄録の提出)

第15条 無線管理者は、電波法施行規則第41条の規定による無線業務日誌の抄録を近畿電気通信監理局長に提出しなければならない。

(故障報告)

第16条 通信担当者は、無線設備等の異状を発見したときは、すみやかにその状況を無線管理者に報告しなければならない。

第17条 この規程に定めるもののほか、無線局の管理運用について必要な事項は、統制管理者が定める。

附 則

この規程は、昭和61年9月1日から施行する。

※印は危機管理課で記入します。

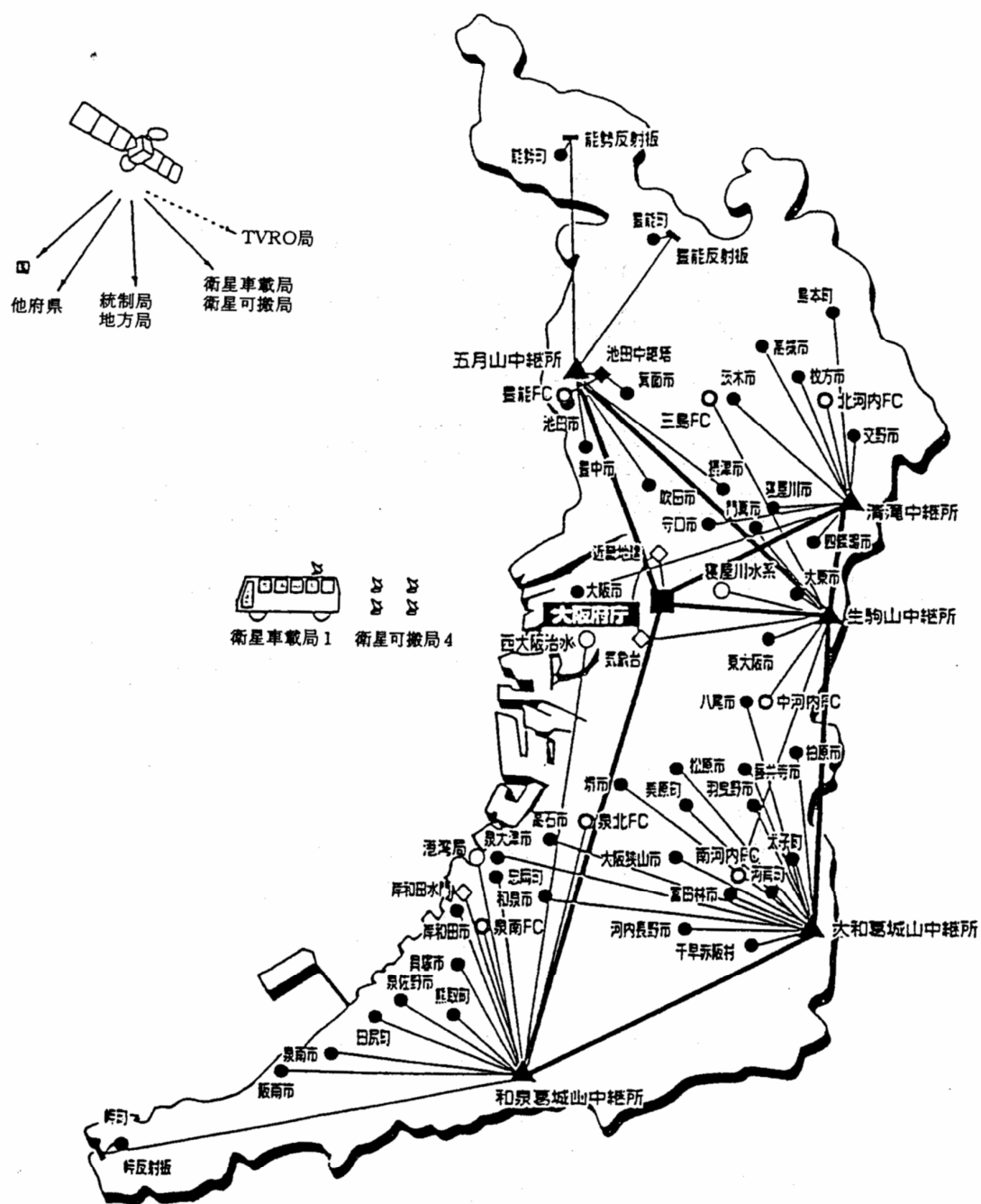
(資料7)

無線業務日誌

平成 年 月										無線局管理責任者		
無線従事者	資格	氏名		資格	氏名		サービス時間(平常時)					
							平日 (月曜日～金曜日) 自 時 分 ～ 時 分					
日	曜日	サービス時間 変更の場合	無線従事者		日	曜日	サービス時間 変更の場合	無線従事者				
1					16							
2					17							
3					18							
4					19							
5					20							
6					21							
7					22							
8					23							
9					24							
10					25							
11					26							
12					27							
13					28							
14					29							
15					30							
					31							

日	曜日	時間	・非常通信の実施状況・空電、混信、受信感度の減退等の通信状態 ・機器状態・その他参考となる事項

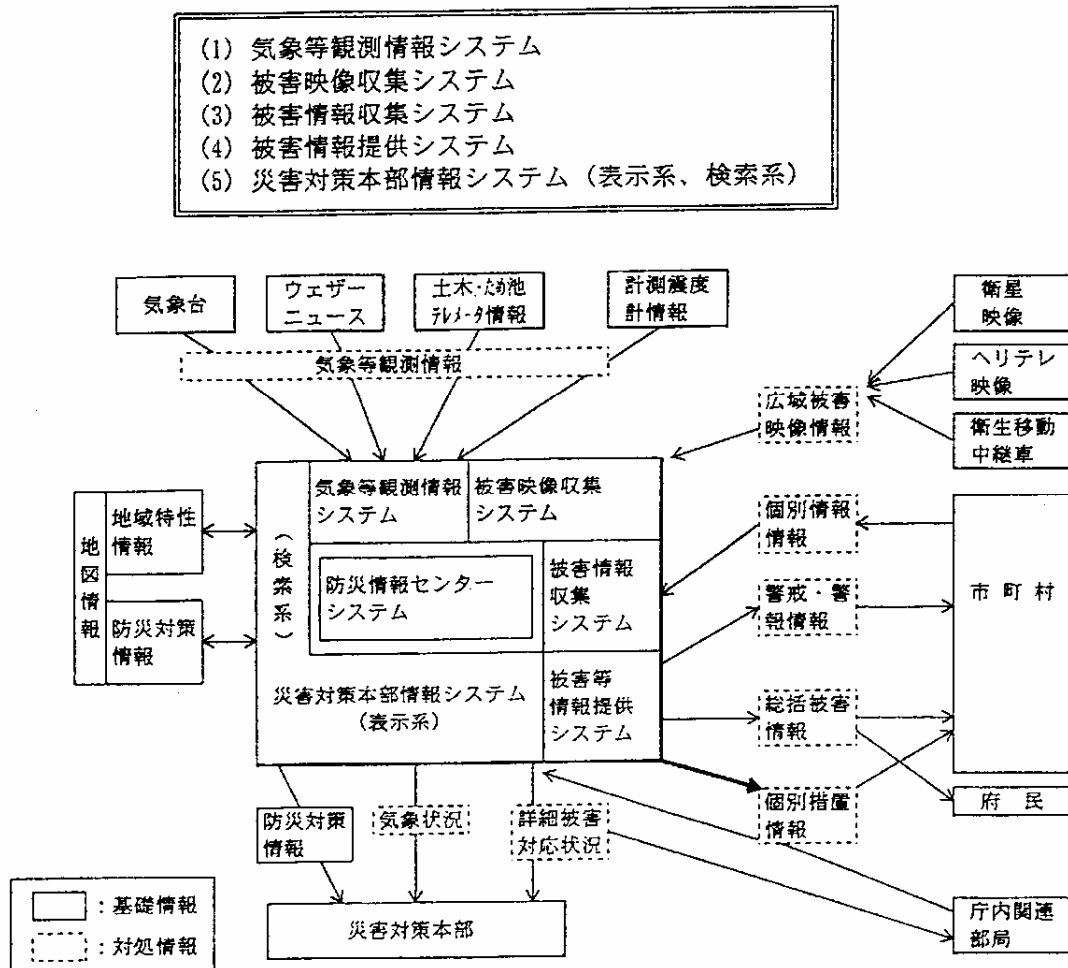
大阪府防災行政無線回線系統図



凡 例

—	：幹線	
- - -	：支線	
局 名	機 関 名	記号
統制局	府庁	■
中継局		▲
無線電中継局	池田中継塔	◆
	反射板	／
地方局	府民センタービル	○
	工営所等	○
多重端末局	市町村	●
	防災関係機関等	◇

府防災情報システムの概要



災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表

(資料9)

平成17年度

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当たり 30,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 2 9.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,385,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,385,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全 壊 全 流 失	夏	17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200
			冬	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300
		半 壊 半 床 上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
			冬	9,000	11,900	16,900	20,000	25,300	3,300

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取り 扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急修 理をすることができない 者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り 510,000円以内	災害発生の日か ら1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のあ る小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合には個々 の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 193,000円以内 小人(12歳未満) 154,400円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡 した者であっても対象とな る。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情に よりすでに死亡していると 推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過 したものは一応死亡した 者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者に ついて、死体に関する処 理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,300円以内 一時 保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日か ら10日以内	1 検案は原則として救護 班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドラ イアイスの購入費等が必要 な場合は当該地域にお ける通常の実費を加算で きる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等屋上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○阪南市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 10 日

条 例 第 27 号

改正 昭和 50 年 3 月 7 日条例第 8 号 昭和 51 年 12 月 2 日条例第 29 号
昭和 53 年 12 月 7 日条例第 27 号 昭和 58 年 3 月 25 日条例第 16 号
昭和 62 年 9 月 25 日条例第 16 号 平成 3 年 12 月 17 日条例第 46 号
平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その後の事情により前 2 項の規定により難しいときは、これらの規定にかかわらず第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 第 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際、現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害救護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
- ウ 住居が半壊した場合 270 万円
- エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
- イ 住居が半壊した場合 170 万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
- エ 住居の全体が滅失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 補則

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 3 月 17 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 12 月 2 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阪南町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 53 年 12 月 7 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阪南町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 58 年 3 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条から第 11 条までの規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年 9 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条、第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(平成 3 年 12 月 17 日条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(様式1)

動 員 報 告 書

動 員 報 告 書

平成 年 月 日

人 事 班 長 様

部長

印

1 配 備 の 区 分

配 備

2 発 令 の 時 刻

平成 年 月 日 時 分

3 動 員 者 名 簿

平成 年 月 日 時 現 在

配 属	氏 名	配 置 場 所	勤務に服した 時 刻	備 考

(注) 動員発令後、未だ勤務についていない者については所属・氏名のみ記入のこと。

大阪管区気象台

大阪府の注意報・警報発表例文

- 平成 年 月 日 時 分 大阪管区気象台発表
大阪府「大雨、洪水警報」強風、波浪、雷注意報」
(見出し)

47 文字以内で現象及び防災上の警戒事項を記述します。

本文

警報の本文には、原因、地域、時期、現象、防災上の警戒態勢及び注意事項を記述します。

(この場合は大阪府全域(北大阪、東部大阪、大阪市、南河内、泉州)に警報が発表されています。)

- 平成 年 月 日 時 分 大阪管区気象台発表
」大雨、洪水警報」強風、波浪、雷注意報」〇〇日 〇時〇分雷注意報

本文

注意報の本文には、原因、地域、時期、現象、防災上の警戒態勢及び注意事項を記述します。

(この場合は大阪府全域()に警報が発表されています。)

気象情報例文

大阪府の気象情報

梅雨前線の活動に関する大阪府気象情報 第 号
平成 年 月 日 時 分 大阪管区気象台発表

(見出し)

(本文)

近畿地方の気象情報

梅雨前線の活動に関する近畿地方気象情報 第 号
平成 年 月 日 時 分 大阪管区気象台発表

(見出し)

(本文)

(様式3)

台風情報発表文(例文)

近畿地方の台風第 号に関する情報 第 号

平成 年 月 日 時 分
大阪管区气象台発表

(見出し)

大型で強い台風第○号は、潮岬の南西およそ○○キロの海上を北北東に進んでいます。朝の内には紀伊半島南部にかなり接近し、上陸の恐れもあります。

(本文)

大型で強い台風第○号は○日○○時現在、潮岬の南西およそ○○キロの海上にあって、1時間におよそ○○キロの早さで北北東に進んでおり、朝の内に紀伊半島の南部にかなり接近し、上陸の恐れもあります。

台風の影響で近畿の南部では1時間に○○ミリ前後の強い雨が降っており、○日○○時から○日○○時までの雨量は多い所で○○ミリとなっています。

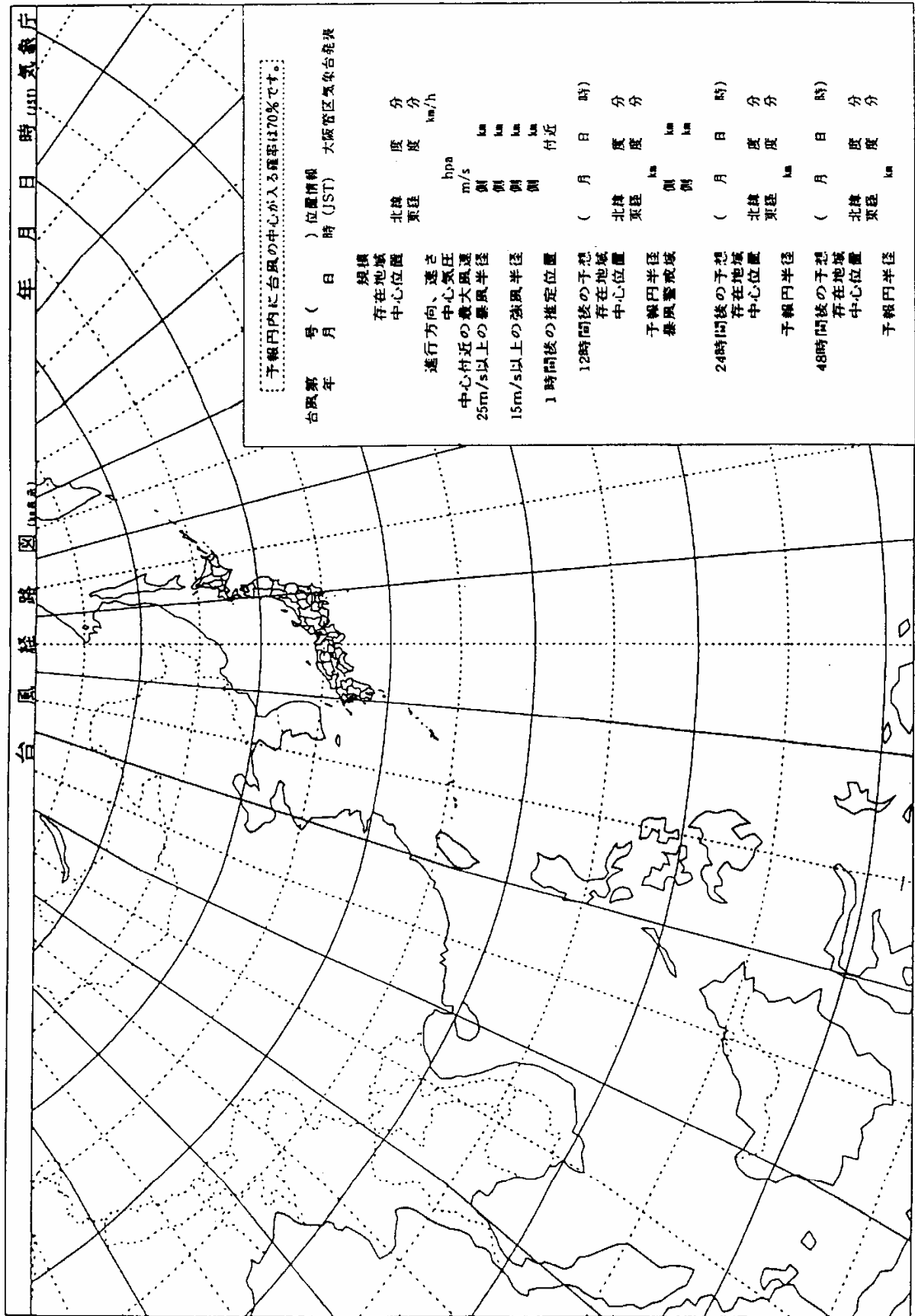
台風の接近に伴い、近畿南部では風速25メートル以上の暴風域に入っており、近畿中部でも間もなく暴風域に入る見込みです。また、海上の波の高さは、日本海側で○～○メートル、瀬戸内海で○メートル、太平洋側で○～○メートルの大しけになる見込みです。近畿の中部や南部では暴風と高波に厳重な警戒が必要です。

これから○○時までの雨量は、
近畿の北部・南部で○○～○○ミリ、多い所○○ミリ、
南部で○○～○○ミリ、多い所○○ミリに達し、総雨量は南部の多い所で○○～○○ミリに達する見込みです。また、1時間に○○ミリ前後の強い雨を伴う見込みです。

河川の増水、低地浸水、山崩れ・崖崩れなどの災害には厳重な警戒が必要です。

今後、地元気象台の発表する注意報や警報、気象情報などに十分留意してください。

台風経路図



(様式5)

【災害概況即報】

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)			

別紙2 [略]

解題方針と手順

＊被害額は省略することができるとする。

＊被害額は省略することができるとする。

災害確定報告

(様式7)

市町村			区分	被害
災害名	田	流失、埋没	ha	
	冠水	ha		
確定年月日	畑	流失、埋没	ha	
	冠水	ha		
報告者名	文教施設	箇所		
	病院	箇所		
区分	道路	箇所		
	橋りょう	箇所		
被害者	河川	箇所		
	港湾	箇所		
被害者	砂防	箇所		
	清掃施設	箇所		
被害者	屋くずれ	箇所		
	鉄道不通	箇所		
被害者	被害船舶	隻		
	水道	戸		
被害者	電	回線		
	電	戸		
被害者	ガ	ス		
	ブロック屏等	箇所		
被害者	り	災害世帯数	世帯	
	り	災害世帯数	人	
被害者	火	建物	件	
	災	危険物	件	
被害者	その他	その他	件	
	発生			

市町村	名称	被害	区分	被害
公共施設	設置		千円	
	撤		千円	
農林水産業施設	設置		千円	
	撤		千円	
公共土木施設	設置		千円	
	撤		千円	
その他の公共施設	設置		千円	
	撤		千円	
小計	設置		千円	
	撤		千円	
公共施設被害市町村数	設置		千円	
	撤		千円	
農産被害	設置		千円	
	撤		千円	
林産被害	設置		千円	
	撤		千円	
畜産被害	設置		千円	
	撤		千円	
水産被害	設置		千円	
	撤		千円	
商工被害	設置		千円	
	撤		千円	
その他	設置		千円	
	撤		千円	
被害総額	設置		千円	
	撤		千円	
消防機関の活動状況	設置		千円	
	撤		千円	
その他（避難の勧告、指示の状況）	設置		千円	
	撤		千円	

(様式8)

避難所状況報告書

避難所状況報告書

避難所の名称				開設（閉鎖）日時		月 日 時			
				報告日時		月 日 時現在			
避難所主任氏名				⑩	地区				
避難所班員氏名				⑩	協力者氏名				
				⑩					団体
収容人員	実人員	人	内	男	乳幼児	小学生	中学生	その他	計
					女				
	延人員	人	内	男					
				女					
既にとった措置									
今後とろうとする措置									
そ の 他									

避難所収容者名簿

避難所収容者名簿							
避難所名							
開催日時	年 月 日 時 分				開設場所		
閉鎖日時	年 月 日 時 分				収容人員		
避難者氏名	年齢	性別	住 所	職 業	収容日時	退所日時	備 考
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	

物資の給与状況表

住家被害 程度区分	世帯 氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与月 日	物資給与の品名				実支出額	備考
				毛布	日用品	肌着			
		人							
壊 全半 計	壊								
	壊								
	床上浸水								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者

(様式11)

応急給水日計表

応急給水日計表

給 水 年 月 日	年 月 日 時 分 ～ 時 分					
給水地区						
給水量	カ所 m³					
内 訳						
従 事 者	人					
給水タンク車 1 m ³	地区	回	m ³	地区	回	m ³
給水タンク車 1.5 m ³	地区	回	m ³	地区	回	m ³
消 防 タ ン ク 車	地区	回	m ³	地区	回	m ³
ポ リ 容 器	地区	回	1	地区	回	1
そ の 他						
備考						

○緊急通行車両事前届出書及び届出済証、緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章

1 緊急通行車両確認事前届出書

(表)

大阪府公安委員会 殿		緊急通行車両事前届出書		() 第	号
		申請者住所 (電話)		年	月
		氏名		日	
行政機関等の名称	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関	3 指定地方公共機関		
	3 地方公共団体 (執行機関を含む)	4 指定公共機関			
業務の内容	名称 ()				
	1 警察の発令	2 消防等の応急措置	3 救難救助等		
	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生		
	7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防衛等		
	10 その他 ()				
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)					
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域					
住所	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県	無			
車両の使用者氏名	有			その他都道府県 ()	
番号票に表示されている番号	() 局			番	
出	地				

注：この届出書を2通作成し、申請にかかる車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署 (指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の所在地を管轄する警察署) に提出すること。

2 緊急通行車両事前届出済証

(裏)

緊急通行車両事前届出済証	() 第	号
大阪府公安委員会	年	月
	日	
注意事項		
1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。		
2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。		
3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続きを受けること。		
4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。		
(1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。		
(2) 当該車両が廃車となったとき。		
(3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。		

(様式 12)

3 緊急通行車両確認申請書

大阪府知事 殿 大阪府公安委員会		緊急通行車両確認申請書		年 月 日	
申請者住所 (電 話) 氏 名					
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む) 5 指定地方公共機関 名 ()	2 指定地方行政機関 4 指定公共機関			
業務の内容	1 警報の発令 4 児童等の教育 7 社会秩序の維持 10 その他 ()	2 消防等の応急措置 5 施設等の応急復旧 8 緊急通行の確保	3 救難救助等 6 保健衛生 9 災害の防衛等		
番号票に表示されている番号					
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)					
車両の使用場所	住 所		() 局 番		
使用人の氏名					
通行日時					
通行経路	出 発 地 目 的 地				
備考					

4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書 大阪府知事 大阪府公安委員会			
番号欄に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用人の住所	住 所		() 局 番
使用人の氏名			
通行日時			
通行経路			
備考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

5 緊急通行車両標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

公 用 負 担 権 限 証 明 書

第 号

公 用 負 担 権 限 証 明 書

身 分

氏 名

上記の者は（ 水防管理者又は
消 防 機 関 の 長 氏名）の命に基づき〇〇の区域におけ
る水防法第 21 条第 1 項の権限を行使するものであることを証明する。

年 月 日

水防管理者又は
消 防 機 関 の 長
（ 氏名



(様式 15)

公 用 負 担 証

第 号

公 用 負 担 証

負担者 住 所
氏 名

物 件	数 量	負担内容（使用・収容・処分等）	期 間	摘 要

年 月 日

命令者 氏名

印

(様式 16)

公 用 令 書 (従事・協力)

従事第	号	公 用 令 書	住 所 氏 名
			従事
災害対策基本法第 7 1 条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。			
			協力
年 月 日		処分権者 氏名 印	
従事すべき業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間			
出頭すべき日時			
出頭すべき場所			
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(様式 17)

公 用 変 更 令 書

変更第	号	公 用 変 更 令 書	住 所 氏 名	
			第 7 1 条	
災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
			第 7 8 条第 1 項	
年 月 日		処分権者 氏名 印		
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(様式 17)

公 用 変 更 令 書

変更第	号	公 用 変 更 令 書				
		住 所				
		氏 名				
第 7 1 条						
災害対策基本法	の規定に基づき公用令書（	年	月	日	第	号）
第 7 8 条第 1 項						
に係る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 3 4 条第 1 項の規定により、これを交付						
する。						
年		月	日	処分権者 氏名		印
変 更 し た 処 分 の 内 容						

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(様式 18)

公 用 取 消 令 書

取消第	号	公 用 変 更 令 書				
		住 所				
		氏 名				
第 7 1 条						
災害対策基本法	の規定に基づき公用令書（	年	月	日	第	号）
第 7 8 条第 1 項						
に係る処分を取り消したので、同法施行令第 3 4 条第 1 項の規定により、これを交付する。						
年		月	日	処分権者 氏名		印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(様式19)

水 防 実 施 状 況 報 告 書

(水防管理団体で水防箇所毎に作成するもの)

(作成責任者)

㊦

管理団体名												指定、非指定の別			
水防実施時の台風名又は豪雨名												報告年月日		平成 年 月 日	
水 防 実 施 箇 所	左 川 岸 右	地 先						m		管 理 団 体 分	府 支 出 分	合 計			
日 時	自	月		日		時		所 件	人 手 当	円	円	円			
		至		月		日			時		そ の 他	円	円	円	
出動人員数	水防団員	水防団員	そ の 他	計	費 計	要 物	資 材 費	円	円	円					
							人	人	人	人	器 材 費	円	円	円	
水 防 作 業 の 概 況 及 工 法	工 法	箇 所	m	費 費	経 件	燃 料 費	円	円	円						
						雑 費	円	円	円						
						費 計	円	円	円						
						合 計	円	円	円						
水 防 の 結 果	効 果	堤防	出	畑	家	鉄道	道路	人口	使 用	吹・土のう袋	枚	枚	枚		
		m	ha	ha	戸	m	m	人		薙	枚	枚	枚		
被 害	m	ha	ha	戸	m	m	人	材 料	丸 太	本	本	本			
									そ の 他						

他の団体よりの 応 援 の 状 況		立退きの状況及びそれを 指示した理由	
		水坊功労者の氏名年齢所 属及びその功績概要	
居住者出動状況		堤防その他の施設等の異 常の有無及び緊急工事を 要するものが生じた時は その場所及び損傷状況	
警察の援助状況		水防活動に関する 自己判断	
現 場 指 導 官 公 吏 氏 名		備 考	
水 防 関 係 者 の 死 傷			

学用品購入（配分）計画表

学用品購入（配分）計画表

品名 単価 区分 学年	学年				学年				学年			
	児童 生徒	数	数量	金額	児童 生徒	数	数量	金額	児童 生徒	数	数量	金額

品名 単価 区分 学年	学年				学年				学年			
	児童 生徒	数	数量	金額	児童 生徒	数	数量	金額	児童 生徒	数	数量	金額

学用品の給与状況

学用品の給与状況

学校名	学年	児童（生徒） 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給 与 品 の 内 訳								実支出額	備考
					教 科 書				そ の 他 学 用 品					
					国語	算数					鉛筆	ノ		
				月日										
				月日										
小学校		人											円	
中学校		人											円	
計														

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者
氏 名

(印)

(様式 22)

上水道復旧工事日計表

上水道復旧工事日計表			
施行年月日	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
復旧場所	町 丁目 番 号		
被害状況	口径 mm		
使用材料	D. C. 鑄鉄管		
	石綿管		
	銅管		
	ポリ管		
	ビニール管		
	鉛管		
従事者	人	車両	台

資-45

(様式24)

地すべり、急傾斜地災害報告

災 害 報 告											
市町村名 ()				第 報 (月 日 時現在)							
場 所		郡 市 町 村 大字			ふりがな 区 域 名						
発 生 日 時		月 日 時			異常気象名						
原 因		連 続 雨 量		mm		月 日 時～ 月 日 時 (観測所)					
		日 雨 量		mm		月 日 時～ 月 日 時					
		最大時間雨量		mm		月 日 時～ 月 日 時					
		その他の概要									
斜面の種類		自然斜面 人口斜面 H= m H= m		概況平面図			横断面図				
拡大の見込		有 無									
保全対象 人家戸数											
崩壊の状況		高さ m 幅 m									
		面積 m ² 勾配 度									
		崩壊又は流出土砂量 m ³									
		その他									
被 害 の 状 況		死者・負傷者等		死者 名 行方不明者 名 負傷者 名							
		住 宅 被 害		全壊 戸 半壊 戸 一部破損 戸							
		公共的建物被害									
		そ の 他 の 建 物 被 害									
		その他の概況									
応 急 対 応											
摘要法律の 施 行 状 況		法 令 等		有無		法 令 等		有無			
		急傾斜地法適用区域				急傾斜地崩壊危険実態調査箇所 地帯番号 箇所番号					
		建築基準法による災害危険区域				宅地造成工事規制区域					
		地すべり防止区域 (建・林・農)				都市計画法にもとづく開発許可制度の適用区域					
		砂坊指定地				旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域					
		保安林				宅地基準条令の摘要区域					
		災害対策基本法防災計画区域				その他					
備 考											
受 送 信		月 日 時		送信者氏名				受信者氏名			

(様式 25)

自衛隊の災害派遣要求依頼書

文 書 番 号 年 月 日	大阪府知事 様
印	
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。	
記	
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

(様式 26)

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書

文 書 番 号 年 月 日	大阪府知事 様
印	
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、 下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考となるべき事項	

(様式 27)

り 災 証 明 書

《申請者》

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () - _____

住 所(居 住)	阪南市			
世 帯 主 氏 名		生 年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日
提 出 先				
り 災 事 項	り災年月日	平成 年 月 日		
	り 災 原 因			
	り災の程度			
家 族 の 状 況	続柄	氏 名	生 年 月 日	備 考
			明・大 昭・平 年 月 日	
			明・大 昭・平 年 月 日	
			明・大 昭・平 年 月 日	
			明・大 昭・平 年 月 日	
			明・大 昭・平 年 月 日	
概 要				

上記のとおり証明します。

文 書 番 号

平成 年 月 日

阪 南 市 長

印

(様式 28-1)

災 害 証 明 願

大阪府阪南市長

様

申請人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

平成 年 月 日 () の _____ による災害により、
下記のとおり被害が生じたことを証明願います。

記

災害発生日時	平成 年 月 日 () 時頃
気 象 状 況	大阪府下に 注意報発表 警報発表
物 件 被 害	物件の表示
	所有者 住所 氏名
	被害状況

(様式 28-2)

災 害 証 明 書

申請人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

平成 年 月 日 () の _____ による災害により、
下記のとおり被害が生じたことを証明願います。

記

災害発生日時	平成 年 月 日 () 時頃
気 象 状 況	大阪府下に 注意報発表 警報発表
物 件 被 害	物件の表示
	所有者 住所 氏名
	被害状況

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

大阪府阪南市長